

Ⅲ 遺 構

1. 層 位

単
純
な
位
層

調査地は、前章に述べたように、十二坪の中心部分にあたるマンション建設予定地のほぼ中央で、敷地面積の約 $\frac{1}{3}$ が調査前に破壊されたため、調査は遺構面の攪乱の虞れがある盛土部分と養魚池に集中せざるを得なかった。ことに、養魚池はその周囲を鉄筋コンクリートに改装した際、基礎部分を深く掘り下げただけでなく、池底も金魚の病気予防のため毎年浚えているので、その虞れは強かった。しかし、発掘の結果、旧水田の耕土が削られている程度で、遺構そのものへの影響はほとんどないことが明らかとなった。

層位は調査地域全体で共通し、1) 旧水田耕土 2) 床土層 3) 黄褐色粘質土層ないし灰色砂層 4) 黒色粘砂層の順で移行する。遺構はすべて3)の黄褐色粘質土ないし灰色砂層を切りこんで形成されていた。この層は最も厚いところで1.6 mの厚みがあり、粘土質と砂質が面的にも層的にも複雑に交代しながら分布している。

三次にわたる発掘調査で検出した遺構は、平城京造営以前の遺構、平城京の遺構、およびそれ以降の遺構である。平城京造営以前の遺構はSD397、398の2条の自然流路である。SD398は南北28 m分を検出。ともに西北から東南に蛇行して流れる。流れの方向は調査地の西側に広がる西之京丘陵の谷地形の方向と一致し、奈良時代の条坊設定以前の自然流路の方向を物語っている。

2. 奈良時代の遺構

三
期
の
遺
構

平城京の遺構は、八条大路北側溝のほか、掘立柱建物13棟、井戸4基、掘立柱塀3条、溝、土壌などがある。これらは、遺構の重複関係や出土遺物、国土座標に対する軸線の振れからA～Cの三期に区分できる。

A期の遺構 この時期の遺構は主軸方位が国土方眼座標にはほぼ一致する。十二坪内は、東西塀SA385によって南北に二等分され、その南北がさらに数等分されていた可能性がある。

SB382 発掘区の関係から東側柱は未検出だが、遺構の状態から3間2間の南北棟の可能性がある。柱間は桁行が0.9 m (3尺)、梁間1.3 m (4.3尺)である。

SB383 北側は中世の土壌により破壊されているが、桁行2間以上、梁間2間の南北棟の可能性がある。柱間は桁行、梁間とも1.9 m (6.3尺)。

SB388 東西塀SA385の北3 mにある東西棟建物。北半分は中世の土壌によって切られ不詳だが、南半分は3間分の柱穴を検出した。柱間は1.5 m (5尺)等間である。

SB389 3間2間の東西棟、桁行は1.8 m (6尺)等間、梁間8.3 m (5.5尺)である。

SB390 東側柱は発掘区外におよび、未検出だが3間2間の南北棟であろう。桁行は1.7

m (5.6尺) 等間、梁間は1.3 m (4.3尺) である。

SB391 東西、南北とも各1間分の柱穴を検出したが、中世の土壌と重複しているため規模等は不詳である。柱間は南北方向が2.1 m (7尺)、東西方向が1.2 m (4尺) である。

SB400 桁行は3間分を検出し、なお西側発掘区外にのびる東西棟。梁間は2間。柱間は桁行、梁間とも1.85m (6.1尺) 等間。柱掘形は0.8 m × 0.6 m で3箇所柱根が遺存していた。この南側柱列の位置は、八条大路北側溝SD380から坪の1/8の距離にある。

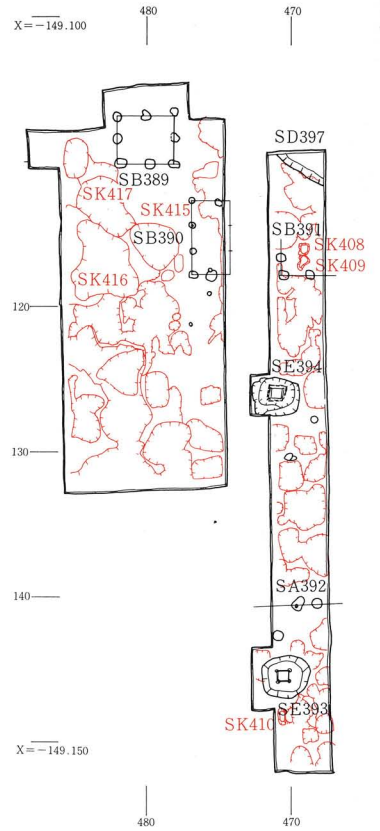
SB402A 発掘区の南西隅にあるため、南北にならぶ2個の柱穴を検出したのみ。後述するように、宅地割りの点からは1間の塀と考えるべきであろうが、柱掘形が方0.7 mと比較的大きく、3期の重複があるので建物と推定した。柱間は2.7 m (9尺) である。

SE393 四隅に支柱を立て、桢板を落しこんだ井戸、一辺約2.5 mの方形掘形の中央やや北西寄りに設けている。支柱は直径が0.15m、現存高が2.9 m、長軸に平行した溝をほりこみ、一辺0.85mの桢板を落しこむ。桢板は上部が中世に抜き取られていたが、なお、5段分が遺存していた。桢板の高さは0.4 mから0.23mまでである。井戸の底には掌大の小礫を敷く。遺物は上層の桢板抜き取り位置から塔婆形の木製品が、井戸底からは平城Ⅲ (750年頃)の完形土器、桃核が出土。A期に作られ次のB期まで継続したことがわかる。

SE395 平城京以前の自然流路SD398の跡に掘られた井戸。SD398に堆積した灰褐色荒砂層を方1.2 m、深さ2 m掘り下げ、一辺約0.6 mの井戸桢を設置している。井戸桢は机の天板、棚状の板、および巾0.2 mの薄板を重ねて縦板とし、内側を横機で固定していたが、一部崩れていた。土器は掘形から平城Ⅱが、井戸底から平城Ⅱ・Ⅲが出土した。また桃核、ヒョウタン種子、クルミなども出土。

SA385 十二坪内部を南北に2等分する東西塀。B・Dトレンチで5間分を検出し、東西に44m続くことを確認。柱間は2.1 m (7尺) 等間。

十二坪内部を南北に2等分する東西塀。B・Dトレンチで5間分を検出し、東西に44m続くことを確認。柱間は2.1 m (7尺) 等間。



tab. 2 奈良時代の遺構
各時期に分類した遺構は、上限の時期のみを示す

| 時期 | 遺 | 構 | 備 考 |
|--------|--------|-------|-------------------------------------|
| A 期 | SB382 | SD380 | 遺構の主軸方位は方眼方位に一致。 |
| | ” 383 | SE393 | |
| | ” 388 | ” 395 | |
| | ” 389 | SK396 | 平城宮土器編年のⅡ (730年頃) を上限とする。 |
| | ” 390 | SD406 | |
| | ” 391 | SA385 | |
| | ” 400 | | |
| ” 402A | | | |
| B 期 | SB401 | SA386 | 遺構の主軸方位は方眼方位に東偏。平城Ⅲ (750年頃) を上限とする。 |
| | ” 402B | ” 403 | |
| | ” 404 | SE394 | |
| | | ” 407 | |
| C 期 | SB387 | SD405 | 遺構の主軸方位は方眼方位に西偏。平城Ⅴ (780年頃) を下限とする。 |
| | 399 | | |
| | 402C | | |



fig. 10 十二坪檢出遺構圖

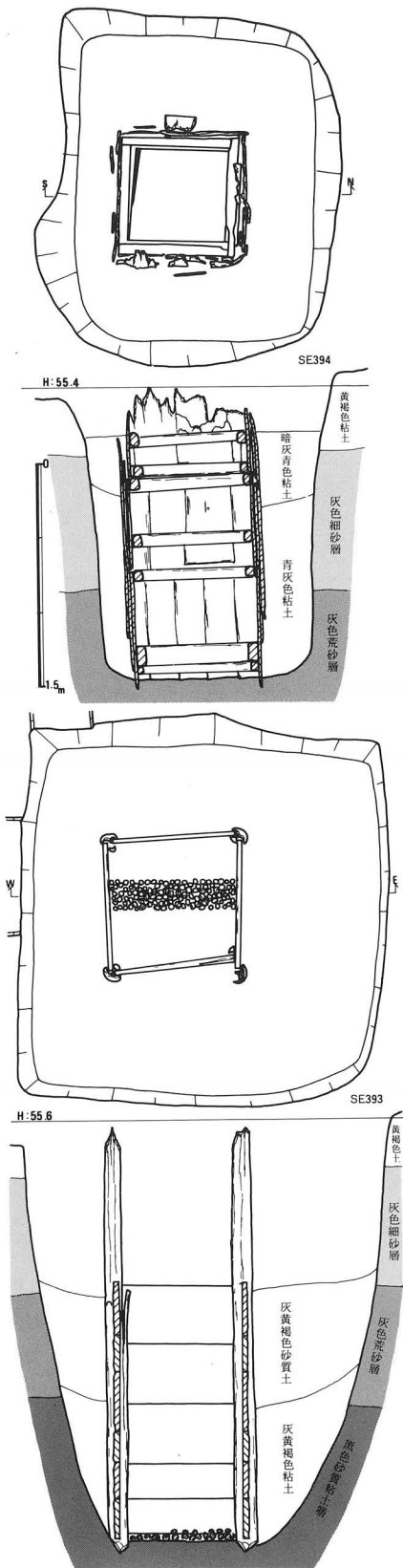


fig. 11 井戸遺構図

SD380 八条大路北側溝SD380は、敷地の関係から小規模の発掘にとどまったが、東西5.5 m分を検出。溝幅は4 m、深さ0.5 m、岸はシガラミで護岸していたらしく木杭が数本残っていた。溝内から皇朝銭、帯金具、桃核、馬歯が出土。溝心の座標はX=-149210.90、Y=19384.060である。

SD381 SD380に注ぐ幅1 mの南北溝。調査当初は十二坪を東西に分ける溝かと想定されたが、この溝の延長線上にSB400の妻側柱列がありその性格はなお検討が必要である。

SK396 SE395の西南12 mにある土壇。東西2.2 m、南北0.8 m、深さは遺構面から0.35 mの長方形土壇。内部からは炭化物に混じって鹿角、獣骨片、桃核などが出土した。

B期の遺構 この時期の遺構は主軸方向が方眼座標に対し、北で東に振れることが特徴である。

SB401 建物の北半分は発掘区外にあるが、南北2間以上の南北棟の可能性はある。桁行1.8 m(6尺)、梁間2.4 m(8尺)

SA403 SB401の南約0.7 mにある東西塀、SB401の目隠し塀か。4間分7.6 mを検出。柱間は不等で、1.2 m(4尺)から2.7 m(7尺)である。

SB402B 401Aを同位置で建て替えた建物である。

SB404 東西の妻は発掘区外のため、規模は不詳だが、現状は桁行4間以上の東西棟建物である。柱間は、桁行が2.2 m(7.4尺)等間、梁間は2間とすれば、1.4 m(4.6尺)間である。柱掘形から平城Ⅲ(750年頃)の完形の平瓶が出土。

SE394 南北2.3 m、東西1.9 mの掘形中央にある一辺0.9 mの井戸。井戸枠の高さ2 m分が遺存。各辺は長さ1.3 m、幅0.2 mの薄板4~5枚を縦2段に組み合わせ、内部は横棧で固定する。横棧は6段分が残っていた。井戸内部から平城Ⅲ~Ⅴ(780年頃)の土器、神功銭、櫛などが出土。

SE407 南北1.9 m、東西2 mの掘形のやや南寄りに据えられた井戸。井戸枠は崩れて内部に落ちこんでいたが、もとは西隅に支柱を建て、横棧によって固定し、幅0.2 mの薄い縦板を組み合わせていた。内部から平城Ⅲ~Ⅴの土器、和同銭、桃核などが出土した。

SA386 A期のSA385の北約1.6 mにある東西塀。2間分を検出、さらに西に続く可能性がある。柱間は1.7 m (5.6尺) 等間で、主軸は方眼方位に対し3°20′東偏する。

C期の遺構 この時期の遺構は、主軸方位がB期と逆に方眼座標に対し西偏する。今のところこの期の遺構は少ない。

SB387 発掘区の西南隅付近で検出した東西3間以上、南北2間以上の建物の全体の規模は不詳である。柱間は東西が1.4 m (4.6尺) 等間、南北は1.6 m (5.3尺) 間である。

SB399 南北2間、東西1間以上で、建物の東半分は発掘区外のため規模不詳だが、東西棟建物の可能性がある。柱間は南北が2 m (6.6尺) である。

SB402C SB402Bを建て替えた建物である。

SD405 八条大路北側溝SD380の北2.8 mにある幅0.4 mの東西溝。発掘区が狭く、ごく一部を検出したにとどまるが、位置からみて築地塀の北雨落溝の可能性がある。溝内から平城IV (760年頃) の土器が出土。



fig. 12 金属製品

- 1 帯金具 (SD380)
- 2 瓔珞 (Cトレンチ)
- 3 和同開珎 (SD380)
- 4 神功開宝 (SD380)

以上、各時期の遺構について述べてきた。ここでA～C期の実年代について見通しを述べておこう。

A期は、井戸SE395やSE393出土の土器が平城II^{*}であることからみて、730年頃を上限とみることができる。B期は、建物SB400の柱掘形や井戸SE394、407出土土器が平城IIIであることから、750年頃を上限とする。C期は東西溝SD382や井戸407出土土器が平城IVやVであることから、下限を奈良末におくことができる。



fig. 13 井戸の番付

SE 393の井戸枠の番付である。これは井戸を組み立てる時のもの。支柱には方位が、枠板には方位と下からの段数が書かれている。

1. 東 四 2. 西 四
3. 東南角 4. 西北角

※平城宮土器編年 (『平城宮発掘調査報告VII』1978 P140一部省略)

| | 主要遺構 | 略年代 | 年代推定の根拠 |
|-------|----------|-----|-------------|
| 平城宮 I | SD 1900下 | 710 | 木簡 701~710年 |
| ” II | SK 2102 | 730 | ” 728~729年 |
| ” III | SK 2101 | 750 | ” 746・750年 |
| ” IV | SK 219 | 765 | ” 762年 |
| ” V | SK 2113 | 780 | ” 758年以降 |

地割り 三時期の遺構は右京八条二坊十二坪にどのように配置されていたのであろうか。

1800尺の
計画寸法

地割りを論ずる際に前提となる十二坪の規模についてまず述べよう。京内の発掘と遺存地割りの計測とによって、平城京条坊の計画寸法は1800尺であること、この基準尺は東1坊大路等の発掘から、尺 = 0.2949mであることが判明した。⁽¹⁾坪の計画寸法は450尺であるから、今回発掘の八条大路北側溝SD380をもとに、八条大路の幅を仮に8丈として求めた道路心から450尺(132.8m)北が十二坪と十三坪の坪境となる。ここはI章に述べたように運河の推定地で、正確な幅員が明らかでなく、仮に小路幅2丈(5.9m)とし、その1/2を差し引いた十二坪の南北規模は118m(400尺)となる。次に、平城京内の坪内部の南北の分割は、溝や塀によって南北に⁽³⁾2・⁽⁴⁾4・⁽⁵⁾8等分する例がある。東市北側の左京八条三坊九坪では坪の南からほぼ1/4、1/8、1/8、1/8の順に区画されていた。これらをもとに、右京八条二坊十二坪の遺構配置を検討すると、東西塀SA385はSD380を基点とする十二坪の南北規模118mの1/2(以下SD380を基点に南からの距離を単に分数で示す)に、東西棟建物SD400の南側柱は1/8にほぼ一致。他の遺構の多くも8等分点に重複せずに位置する。唯、A期のSB389は1/8が棟通りとなるので、ここは1/4の区画の可能性がある。またSB402は2/8が柱間の北から2間目にあたり、SB389同様、1/4区画の可能性もあるが、前述のように建物全体が未検出であり、なお検討を要する。C期のSB387は1/2上に位置するが、検出建物が少ないため、この時期地割りに変更があったのかどうかは不詳である。

南北を1/4
1/8に区画

以上、十二坪はA・B期を通じて南北長が1/4ないし1/8に区画されていた可能性を述べたが、検出遺構が少なく、今後の検討が必要である。また東西の区画については、坪の中心にあたる敷地を事前に掘り返され、調査不能となったこともあり、手懸りを得られなかった。

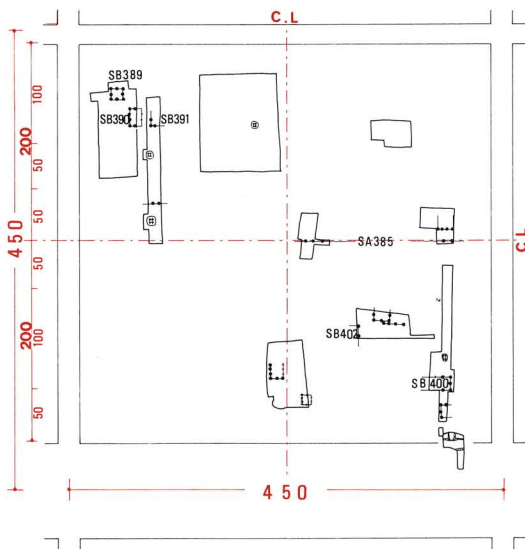


fig. 14 十二坪の地割り (単位:尺)

1. 奈文研『平城宮発掘調査報告』II (奈文研学報第15冊) 1962 P99—102
2. 東一坊大路心と二坊々間路心の実測値400.239mに朱雀大路の方眼方位に対する振れの修正を加え、両路心間の計画寸法1350尺で除した数。奈文研『平城京左京三条二坊六坪発掘調査概報』1975
3. 奈文研『平城京左京三条四坊七坪発掘調査概報』1980 P15
4. 奈文研「左京五条一坊の発掘調査(第90次)」『昭和49年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報』1975 P29—30
5. 奈文研編『平城京左京八条三坊発掘調査概報—東市周辺東北地域の調査—』1976 (奈良県) P12—14、46

2. 中世の遺構

中世の遺構は種類が少なく、掘立柱塀1の他墓墳と大小様々の土壌があるのみである。

SA384 Aトレンチで検出した2間の掘立柱塀、総長1.9 m (6.3尺)である。柱掘形は径蔵骨器0.2 mと小さく、軸線は方眼方位に対して約30°西偏する。

SK408 SB391に接する一辺、深さとも約0.4 mの方形土壌。内部から口縁を上に向けた瓦製火舎 (fig 20-4)が出土。蔵骨器として転用したのであろう。副葬品はない。

SK409 SK408の南に接する一辺約0.5 mの不整形土壌、深さ0.4 m。内部から完形の、製作中に焼け歪んだ土釜 (fig 20-3)が出土した。蔵骨器として使用したのであろう。

SK410 SE393の南に接した楕円土壌。上部を別の土壌に切られているが現存部分からみて、もとは南北0.6 m、東西0.4 m、深さ0.5 m程度の土壌であらう。内部から口縁をや完形の土釜 (fig 20-2)が出土。火に懸けた痕はなく、やはり蔵骨器であらう。

SK415 Gトレンチに多い不整形土壌のひとつ。径約3 m、深さ1.5 mの袋状を呈する。内部からは土釜、瓦器片が若干出土したのみ。G・Fトレンチの一部などで、こうした土壌が複雑に重複していた。その性格は、分布が粘土層の地山部分に集中し、砂層部分ではみないこと、袋状に掘ることからみて、粘土採取を目的とした土取りの痕ではなかろうか。

以上、長岡遷都後、中世に至る迄、十二坪の消息を伝える遺構はない。程なく水田化したのであろう。中世のある時期、十二坪の一部は葬地として使用され、その後、粘土採取

を目的とした土取りが行われたらしい。その目的は明らかでないが、東大寺文書 (fig 15)などにみる土器の原料採取の可能性もあり得よう。

窪庄百姓等謹申
且欲被^レ停止一乗院御造手為^ニ瓦毛土掘取
大乘院御領一愁訴事

瓦毛^{カワラ} 馬の毛色のこと。ここでは土器の意味に使っている。

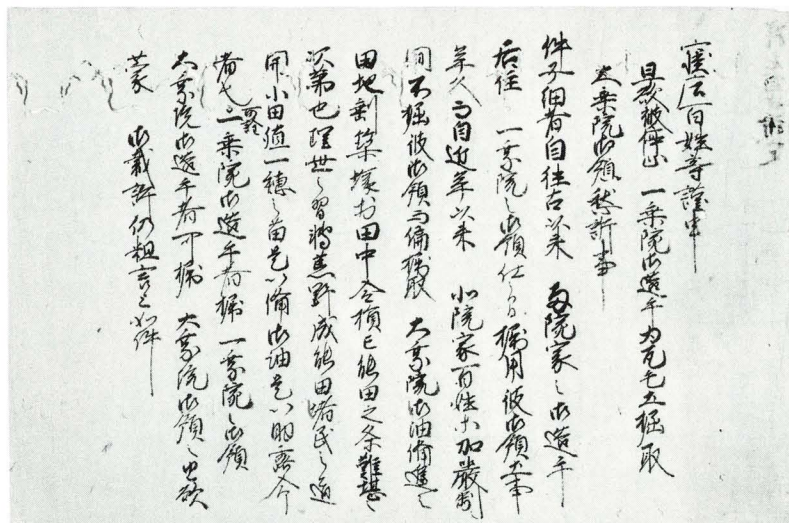


fig. 15 土盗人の取締を訴えた文書



fig. 16 奈良時代の土器セット